

安全で快適に暮らすまちづくり

安

安-1 快適で魅力的な都市空間で暮らすために

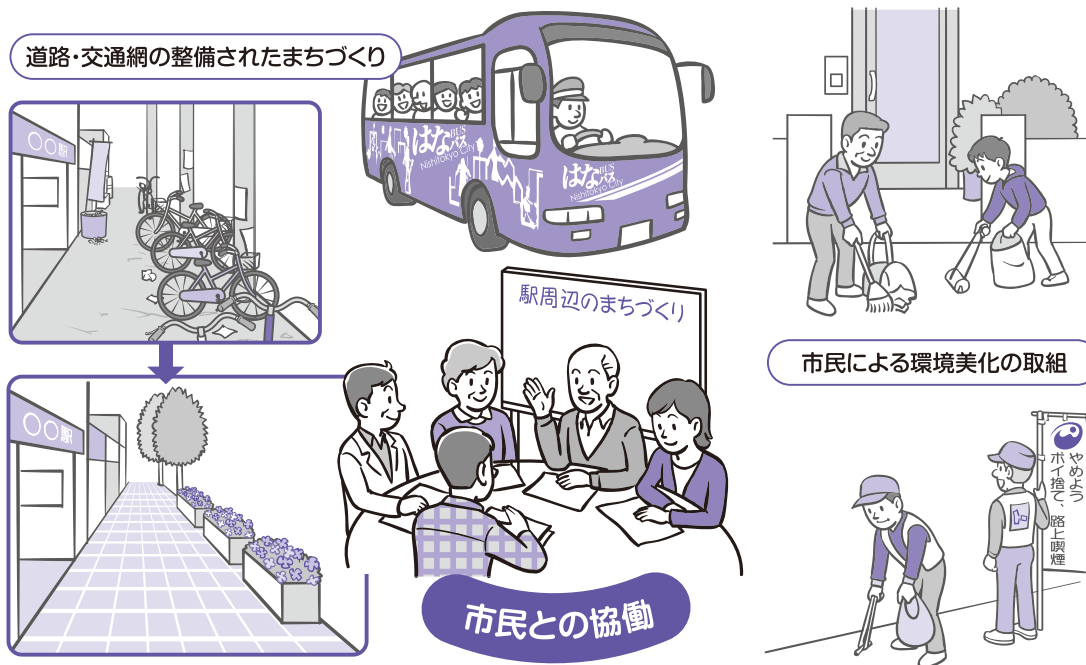
安-2 安全なまちづくりと暮らしのために

安-1 快適で魅力的な都市空間で暮らすために

市民との協働で進めること

- ◇愛着のあるまちなみづくり
- ◇住みやすい住環境づくり
- ◇環境美化の取組

- ◇安全で快適な都市整備と地域の特性を踏まえた特色あるまちづくり



安-1-1 住みやすい住環境の整備

- 安1-1-1 住みやすい住環境の形成と愛着のある美しいまちなみづくりを推進します
- 安1-1-2 だれもが利用しやすいまちづくりを進めます
- 安1-1-3 駅周辺や各地域の特性に応じた特色のあるまちづくりを進めます

安-1-2 道路・交通網の整備

- 安1-2-1 体系的な道路網の整備を進めます
- 安1-2-2 体系的な交通網の整備を図ります
- 安1-2-3 歩行者、自転車、車が共存するまちづくりに取り組みます

安 1 1 住みやすい住環境の整備

施策目標

市民、事業者及び行政の協働によるまちづくりを進め、住みやすい魅力ある住環境をつくりまします。

現状と課題

快適に暮らせる住みやすい住環境であるためには、地域と調和のとれたまちなみと子どもや若者、高齢者など、だれにとっても利用しやすいまちであることが重要です。

本市は、市民意識調査においても、都心に近いため利便性が高く、みどりが比較的豊かで住み心地のよいまちであると認識されていますが、近年は住宅開発が進展し都市化が進む一方で、農地などのみどりが減少しています。こうした中で、地域の環境と調和のとれた都市開発の誘導及び景観の整備、地域の特性を活かした愛着のある美しいまちなみの整備などが求められています。

今後は、高齢化社会の進展に対応したユニバーサルデザインの導入やバリアフリー^(※1)化をさらに進めるとともに、老朽化した都市基盤への対応が課題となっています。

また、駅周辺などにおいては特徴ある美しいまちなみづくりや人にやさしい安全なまちづくりを、市民、事業者、行政が協働で進める必要があります。

施策推進のためのキーワード

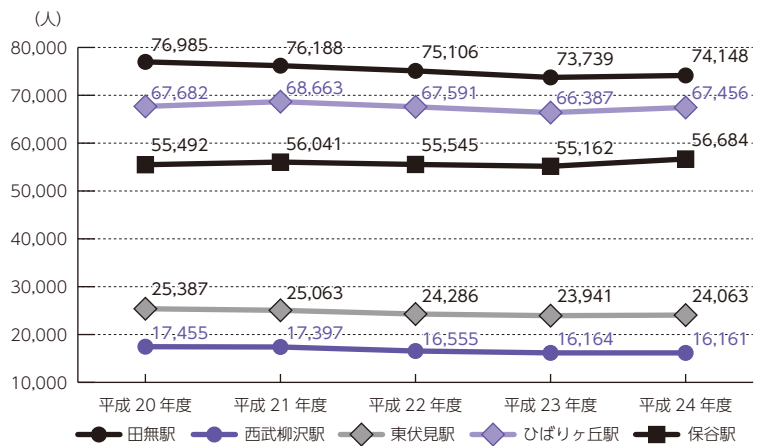
- ◆地域の特性を活かした愛着のある美しいまちなみづくり
- ◆老朽化した施設の計画的な更新
- ◆ユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化の推進

関連する個別計画

- 都市計画マスタープラン
- 住宅マスタープラン
- 人にやさしいまちづくり推進計画
- 橋梁長寿命化修繕計画
- 公共下水道プラン

データ

市内駅の1日平均乗降客数



成果指標

指標名	平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標1 「まちなみや景観の整備など住みやすい住環境の整備」の取組に対する市民満足度	24.4%	28.0%	30.0%

快適に暮らせる住みやすい住環境を形成するために、市が行っている「まちなみや景観の整備など住みやすい住環境の整備」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

指標2 地区計画決定数(累積)	4地区	11地区	12地区
-----------------	-----	------	------

住みやすい住環境や美しいまちなみづくりを地域の特性に合わせて進めるためのまちづくりの一つの手法である地区計画の決定地区数を目標とします。



課題解決に向けた視点

安1-1-1

住みやすい住環境の形成と愛着のある美しいまちなみづくりを推進します

都市開発の進展などにより、みどりの減少が進む中、魅力ある住環境の形成を進めるには、地域と調和のとれた開発誘導や景観づくり、愛着のある美しいまちなみの整備などを進める必要があります。

適正な建築基準行政^(※2)の推進と景観づくりのルール化などの魅力ある住環境の整備に向けたしくみづくりを進めるとともに、市民、事業者、行政が連携して、みどりの保全や地域の特性を活かした愛着のあるまちなみづくり、景観に配慮した開発の誘導、住みやすい住環境の創造などに取り組みます。

また、市民と協働した環境美化の取組についての検討を進めます。

安1-1-2

だれもが利用しやすいまちづくりを進めます

高齢化が進む中、だれにもやさしい安全なまちが求められています。

だれもが安全に安心して暮らせるまちづくりを進めるため、外出時の移動や施設などの利用において、バリアフリー化による空間整備やユニバーサルデザインの導入を進めます。

また、老朽化が進む都市基盤に関しては、計画的な更新や長寿命化対策についての検討を行います。

安1-1-3

駅周辺や各地域の特性に応じた特色のあるまちづくりを進めます

市内には5つの駅があります。駅周辺は、まちの玄関口であるとともに、まちの顔となっています。また、市内の各地域は、駅を中心として、それぞれの特性を持っています。

そのため、まちの顔に相応しい駅周辺の整備や、地域の特色を活かしたまちづくりを進めることが必要です。

権利者や事業者、商業者などと連携し、市民の意見も取り入れながら、安全で快適な都市整備と地域の特性を踏まえた特色のあるまちづくりを進めます。



保谷駅南口

安
1

快適で魅力的な都市空間で暮らすために

用語解説

※1 バリアフリー

障害者や高齢者などの社会的弱者が、社会生活を営む上で支障となる物理的障害や精神的障壁を取り除くための対策、もしくは障害を取り除いた事物及び状態のこと。

※2 建築基準行政

建築基準法に定める建築主事が行う建築確認行政や各種法令の規定に基づき特定行政庁（建築主事を置く行政庁をいう。）が行う許認可行政のこと。



安 12 道路・交通網の整備

施策目標

だれもが日常生活で利便性、安全性、快適性を享受できる総合的な道路・交通環境づくりを進めます。

現状と課題

本市では、道路整備の遅れを指摘する声が多く、市民意識調査（平成24年9月）においても、「安全で歩きやすい道路環境」の重要度が高くなっています。市ではこれまで都市計画道路などの道路整備を進めてきましたが、未だ整備水準は低い状況にあります。

安全で利便性の高い道路や交通機関の存在は、魅力的な都市であるための条件のひとつです。

今後は、安全で快適な道路・交通環境を確保するため、計画的に道路ネットワークの形成を行うとともに、交通管理者^(※1)と連携した交通対策による安全で快適な道路の整備や自転車と歩行者、車が共存する安全な道路環境への取組が求められています。さらに、市民のニーズに応じた「はなバス」の運行に取り組むとともに、交通事業者、NPOなどの多様な主体と連携し、バリアフリー化、交通結節点^(※2)の利便性の向上、ユニバーサルデザインの配慮など、人にやさしい公共交通及び関連施設の充実を図る必要があります。

🔑 施策推進のためのキーワード

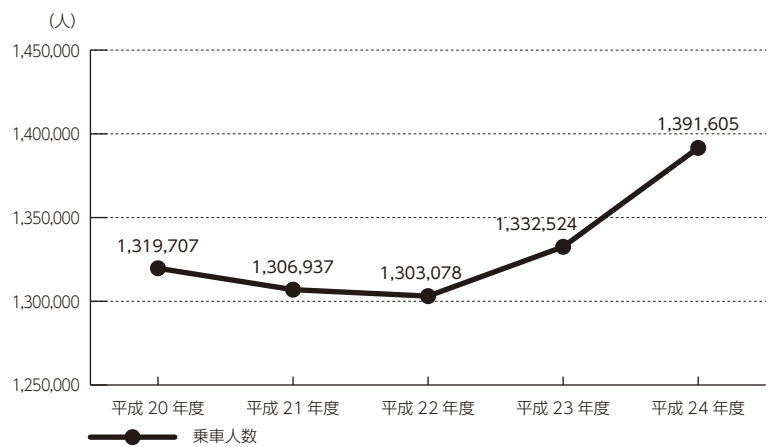
- ◆安全で利便性の高い道路網の構築
- ◆自転車と歩行者、車が共存する道路環境への対応

📄 関連する個別計画

- 都市計画マスタープラン
- 道路整備計画
- 交通計画
- 交通安全計画

📊 データ

■ コミュニティバス「はなバス」乗車人数の推移



📈 成果指標

指標名	平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標1 「円滑な車両交通のための道路・交通網の整備」の取組に対する市民満足度	26.7%	31.0%	35.0%

市民が安全で快適に移動できるように、市が行う「円滑な車両交通のための道路・交通網の整備」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

指標2 市内の都市計画道路整備率	34.9%	46.0%	計画に基づき整備促進
------------------	-------	-------	------------

安全で快適な道路交通環境を充実させるうえで、都市計画道路の整備は重要です。市内の都市計画道路整備率を高めることを目標とします。



課題解決に向けた視点

安1-2-1

体系的な道路網の整備を進めます

安全で快適な移動を支える道路交通環境の充実
は、魅力的な都市の条件でもあります。

幹線道路^(※3)などの整備により、市民の利便性
の向上や通過交通の抑制、防災性の向上を図ると
ともに、狭い生活道路の計画的な整備を進め
ます。

また、歩車道の分離や踏切道拡幅、歩道の広幅
員化などの調査・研究及び計画的な整備に努め
ます。

安1-2-2

体系的な交通網の整備を図ります

高齢化や環境に配慮した安全・安心な交通体系
の実現をめざすには、市民ニーズに対応し、交通弱
者^(※4)にやさしい公共交通の充実が必要です。

人と環境にやさしく、利用しやすい交通網の整備
を図るとともに、公共交通空白地域の解消を目指し
て、市民ニーズや公共施設へのアクセスに対応した
効率的な「はなバス」の運行に努めます。

また、危険な踏切の解消などのため、鉄道連続
立体交差化に向けた調査・検討を進めます。



安1-2-3

歩行者、自転車、車が共存するまちづくりに取り組みます

環境にやさしいことや近年の健康志向の高まり、
体力づくりや気分転換などの理由から、自転車利
用者が増えています。

一方では利用時のマナーや安全確保が問題と
なっています。

交通事故などの防止のため、歩行者、自転車、車
が共存することのできるまちづくりを進め、道路上
の安全性の向上に努めます。



西東京都市計画道路3・2・6号線

安
1

快適で魅力的な都市空間で暮らすために

用語解説

※1 交通管理者

交通規制、運転免許、交通情報などを担う都道府県警察部署

※2 交通結節点

異なる交通手段(場合によっては同じ交通手段)を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設で、具体的には、鉄道駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場、歩道などをいう。

※3 幹線道路

地域の道路網において骨格的な位置づけの広幅員・高規格の道路で、都市間をつなぐ「広域幹線道路」やそれに次ぐ「一般幹線道路」がある。

※4 交通弱者

運転免許や自家用車を持たないために、移動手段がもっぱら公共交通に限られる障害者、高齢者、子どもなどをいう。



安-2 安全なまちづくりと暮らしのために

市民との協働で進めること

- ◇自助・共助・公助の認識に基づく防災対策
- ◇地域が一体となった災害時の対応やノウハウの共有化
- ◇災害時の訓練や協力体制のための取組
- ◇災害時要援護者（要配慮者）への支援のしくみづくり
- ◇民間の建築物における耐震化の強化
- ◇安全確保のためのパトロールの推進
- ◇交通安全の取組の強化と意識啓発



安-2-1 災害に強いまちづくり

- 安2-1-1 防災基盤の整備を進めます
- 安2-1-2 災害時の協力体制の確保に努めます
- 安2-1-3 雨水溢水対策の充実を図ります
- 安2-1-4 耐震化対策を促進します

安-2-2 防犯・交通安全の推進

- 安2-2-1 市民と連携して防犯体制の強化を図ります
- 安2-2-2 市民と連携して交通安全の推進を図ります

安-2-3 危機管理体制の整備

- 安2-3-1 危機に備えた総合的な危機管理体制の強化を図ります

安 21 災害に強いまちづくり

施策目標

市民の生命や財産を守るため、防災基盤の整備や地域防災力の向上を図り、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進します。

現状と課題

首都圏においては、直下型の大規模地震が発生する可能性が指摘されており、市民意識調査（平成24年9月）においても、「防犯・防災などの生活安全対策」は重要度が高い施策となっています。

本市では、平成19年度に危機管理室を設置するとともに、地域防災計画を見直すなど、災害に強いまちづくりに取り組んできました。一方、市内には耐震化されていない施設や建築物が現在も残っています。また、近年は、集中豪雨による都市型水害も起こっています。

今後も、防災基盤^(※1)整備や耐震化対策、雨水溢水対策などを引き続き進めていくことが求められています。

また、東日本大震災の教訓を活かして、地域における自助・共助・公助による地域防災力^(※2)を強化していくことが必要です。そのために、大規模災害を想定した防災訓練、災害時要援護者（要配慮者）^(※3)への支援訓練、市民、事業者、関係者の防災意識の向上など、日頃から地域コミュニティにおける防災意識の醸成を図る必要があります。

🔑 施策推進のためのキーワード

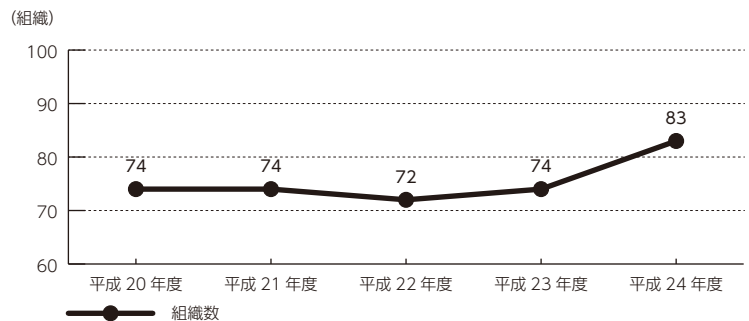
- ◆耐震化の促進
- ◆雨水溢水対策事業の推進
- ◆自助・共助・公助による防災対策

📄 関連する個別計画

- 地域防災計画
- 耐震改修促進計画
- 公共下水道プラン
- 下水道総合地震対策計画
- 市立小学校災害時対応マニュアル
- 避難施設管理運営マニュアル
- 災害時要援護者避難支援プラン全体計画

📊 データ

■ 防災市民組織数の推移



📈 成果指標

指標名	平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標1 「災害に強いまちづくり」の取組に対する市民満足度	15.4%	20.0%	25.0%

市民の生命や財産を守るために、市が行う「災害に強いまちづくり」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

指標2 防災市民組織の数	83団体	120団体	150団体
--------------	------	-------	-------

地域における防災活動において、市民が参加する防災市民組織の果たす役割は重要です。自助・共助の意識をもった地域での防災市民組織の数を増やすことを目標とします。

指標3 総合防災訓練等への参加者延べ人数（年間）	3,500人	6,000人	10,000人
--------------------------	--------	--------	---------

市民及び事業者が総合防災訓練や避難施設開設訓練等に参加することは、防災意識や地域防災力の向上につながりとても重要です。総合防災訓練や防災講話等への参加者を増やすことを目標にします。



課題解決に向けた視点

安2-1-1

防災基盤の整備を進めます

防災・減災^(※4)には、市民が主体となった地域防災体制や地域の消防団活動が重要です。

地域における市民一人ひとりの自助・共助・公助の認識に基づく防災対策とともに、防火水槽・消火栓、防災行政無線^(※5)などの充実を進めます。

また、災害時における市民生活の安定確保のため、食料や生活必需品などの充実を図るとともに、学校などで子ども預かり時の安全確保や保護者との連絡体制、緊急情報の連絡体制や効果的な提供手段についても調査・研究を進めます。

安2-1-2

災害時の協力体制の確保に努めます

災害時における市民との協力体制を構築・強化するには、地域で活動している団体などを含めた地域と行政とが一体となった災害時の対応・ノウハウの共有化が必要です。

また、東京都や近隣自治体などとも連携した広域的な対応が求められています。

地域、関係機関、行政が連携して、災害を想定した訓練や協力体制の構築に向けた取組を行うとともに、子どもや女性、高齢者や障害者などの視点も取り入れた対策や災害時要援護者（要配慮者）への支援のしくみづくりに努めます。

また、東日本大震災から学んだ防災対策・帰宅困難者^(※6)対策などの検討を進め、自助・共助・公助による防災対策を進めます。

安2-1-3

雨水溢水対策の充実を図ります

増加している集中豪雨による都市型水害への対策が必要となっています。

水害を防ぐため、雨水管の計画的な整備などによる雨水溢水対策の強化を図るとともに、公共施設や家庭などの貯留・浸透施設^(※7)などの整備を促進します。

安2-1-4

耐震化対策を促進します

防災都市基盤の強化には、公共施設や緊急輸送道路^(※8)沿道の建築物などの耐震化により、災害に強いまちづくりを進める必要があります。

耐震化対策には、公共施設の耐震化を進めるとともに民間の建築物に対する耐震診断・耐震改修などの相談体制の強化及び支援を進めます。



用語解説

※1 防災基盤

災害などに強いまちづくりを推進する上で重要な防災拠点施設、防災資機材等備蓄施設、防火水槽、拠点避難地、防災情報通信施設などの諸施設のこと。

※2 地域防災力

災害発生に備えた事前の避難訓練や物品備蓄によって、災害発生時における適切な避難や対処を実現し、被害を軽減・防止する地域の災害対応能力

※3 災害時要援護者（要配慮者）

災害時に自力で避難することが困難な高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人などの何らかの援助を必要とする者

※4 減災

災害時において発生する被害を想定した上で、被害を低減させる取組のこと。

※5 防災行政無線

非常災害時における災害情報の収集・伝達手段の確保を目的として整備している無線システム

※6 帰宅困難者

勤務先や外出先などで地震などの自然災害に遭遇した際に、自宅への帰還が困難になった人のこと。

※7 貯留・浸透施設

雨水を一時的に貯めたり、地下に浸透させるなどして、河川への雨水流出量を抑制する施設で、公園や駐車場などの地表面に貯留する方式と、建物の地下に貯留する方式がある。

※8 緊急輸送道路

地震発生直後から必要となる緊急輸送を円滑に行うために、都道府県知事が指定する防災拠点を相互に連絡する高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路のこと。



安 22 防犯・交通安全の推進

施策目標

だれもが安心して暮らせる、安全なまちづくりを進めます。

現状と課題

安全・安心して暮らせる住みやすいまちであるためには、犯罪や交通事故などが少ないことも重要な要件です。

本市では、平成16年3月の犯罪のない安全なまちづくり条例の制定により、警察署、防犯協会などとの連携が密になり、防犯活動団体^(※1)も組織され、市民生活の安全は強化されてきました。

一方で、自治会・町内会が減少し、地域の安全を守る上での課題となっています。また、交通安全については、市内での交通事故発生件数、死傷者数はともに減少していますが、児童などが登下校時に交通事故に巻き込まれるケースもみられます。

今後は、地域の防犯や安全・安心を確保するために、地域をよく知る自治会・町内会などの地域コミュニティや防犯活動団体による防犯体制、市民、地域、学校、警察、行政が連携した情報連絡体制の整備の強化など、地域に密着した防犯・交通安全の取組が不可欠です。

また、社会問題化している振り込め詐欺などの被害防止については、関係部署や関係団体と連携した、全市的な被害防止対策の検討が必要です。

施策推進のためのキーワード

- ◆防犯活動団体への支援
- ◆市民、学校、警察、行政が連携した防犯、交通安全への取組の強化
- ◆振り込め詐欺などの対策

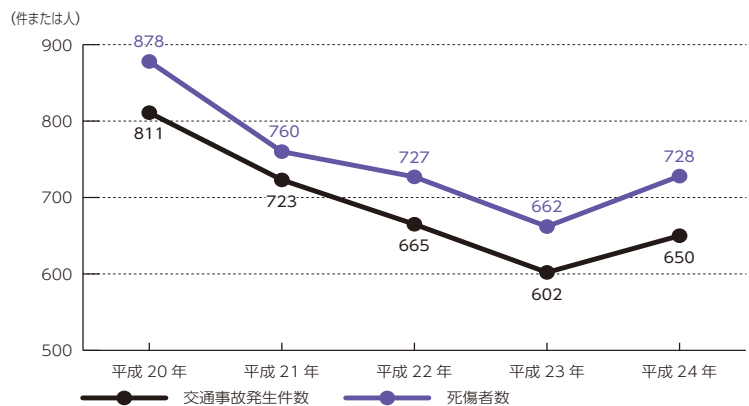
関連する個別計画

- 地域防災計画
- 交通安全計画

成果指標

データ

■ 交通事故発生件数及び死傷者数の推移（西東京市内）



指標名	平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標1 「子どもの見守り活動など防犯・交通安全の推進」の取組に対する市民満足度	21.9%	25.0%	30.0%

子どもたちが安心して暮らせる安全なまちづくりを進めるため、市が行っている「子どもの見守り活動など防犯・交通安全の推進」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。

指標2 刑法犯の発生件数(西東京市)	2,232件	削減	削減
--------------------	--------	----	----

地域の防犯対策の効果を知るうえで、刑法犯の発生件数の把握は重要です。このため、市民や関係機関と連携して防犯活動を強化し、刑法犯の発生件数を減らしていきます。(実績値は1月1日～12月31日のデータ)

指標3 交通事故発生件数(西東京市内)	650件	削減	削減
---------------------	------	----	----

市民と連携した交通安全対策の効果を知るうえで、交通事故発生件数の把握は重要です。そのため、交通安全施設^(※2)の整備や市民や関係機関と連携して交通安全の取組を強化し、交通事故発生件数を減らしていきます。(実績値は1月1日～12月31日のデータ)



課題解決に向けた視点

安2-2-1

市民と連携して防犯体制の強化を図ります

安全・安心な市民生活を支えるには、防犯対策と交通安全対策の取組の強化が必要です。

地域の防犯体制を強化するため、自治会・町内会や関係機関と連携し、防犯活動団体などへの支援を進めるとともに、安全確保のためのパトロールの実施などを進めます。

また、街頭の防犯カメラの設置に関する対応についても検討します。

さらに、被害が増加している振り込め詐欺などの被害防止のため、警察や防犯活動団体との連携を強化します。



安2-2-2

市民と連携して交通安全の推進を図ります

交通弱者の子どもや高齢者の交通安全対策を強化する必要があります。

市民、地域、学校、警察、行政が連携して、子どもの見守りや交通安全の取組を強化するとともに、市民の意識啓発に取り組みます。

また、交通安全施設の整備、子どもの通学時の安全確保のための取組を進めます。



防犯パトロール

用語解説

※1 防犯活動団体

地域住民による自発的な防犯活動を行う団体で、登下校時の児童・生徒の見守り、夜間パトロール、防犯のぼりや安心安全ステッカーの制作、防犯マップの作成などを行っている。

※2 交通安全施設

道路における交通の安全を確保するために必要な施設で、具体的には、信号機、道路標識、横断歩道、分離帯、道路照明灯、防護柵、道路反射鏡などをいう。



安 2 3

危機管理体制の整備

施策目標

非常時における市の行政執行体制を確保し、安全・安心なまちをめざします。

現状と課題

地震災害や感染症など、生活に多大な影響を及ぼしかねない不測の事態が発生しています。特に東日本大震災では、地震と津波の被害にとどまらず、福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散やライフライン^(※1)の混乱、首都圏における公共交通機関の運行停止や帰宅困難者の発生、さらに電力需給の逼迫に伴う計画停電など、これまで想定していなかった事態が多く発生しました。

本市では、これまで、地域防災計画の策定や住民に対する災害情報の提供手段として防災行政無線の整備や国の「全国瞬時警報システム（J-ALERT）^(※2)」への接続などを進めてきました。

今後は、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災関係機関や生活関連施設などを含めた、災害などに対する全市・全庁的な危機管理体制の構築を推進していく必要があります。

また、非常時に適切な行動が速やかにできるような取組や非常時における情報提供手段の活用についても検討が必要です。

🔑 施策推進のためのキーワード

◆全市・全庁的な危機管理体制の強化

📄 関連する個別計画

- 地域防災計画
- 事業継続計画（BCP）^(※3)

📊 データ

■ 市の防災業務組織体系

本部長室	市長、副市長、教育長、災害対策本部長
危機管理班	危機管理室
支援対策チーム	企画部、総務部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局
被災市民対策チーム	市民部、福祉部、子育て支援部、生活文化スポーツ部、教育部
まち対策チーム	みどり環境部、都市整備部

📈 成果指標

指標名		平成24年度実績値	平成30年度目標値	平成35年度目標値
指標1	「市の危機管理体制の整備」の取組に対する市民満足度	10.8%	15.0%	20.0%

災害などの危機から市民を守るために、市が行っている「市の危機管理体制の整備」の取組に対する評価を、市民意識調査の「市民満足度」により把握します。



課題解決に向けた視点

安2-3-1

危機に備えた総合的な危機管理体制の強化を図ります

災害などの危機から市民の生命や身体及び財産を守るには、市民、団体、事業者、行政が一体となり、危機管理^(※4)に取り組む必要があります。

全市・全庁的な危機管理体制の強化をめざし、地域防災計画の周知と定期的な見直し、危機管理マニュアルと業務継続計画（BCP）の適切な運用などを進めるとともに、市民や事業者、市職員の危機管理意識と能力を高めるための教育や訓練、啓発などに取り組みます。

市民への緊急情報の提供に関しては、新しい効果的な情報提供手段についても調査・研究を進めます。



訓練風景（総合防災訓練）



訓練風景（合同テロ対応訓練）

安
2

安全なまちづくりと暮らしのために

用語解説

※1 ライフライン

電気、ガス、上下水道、通信、交通などの社会的基盤として生活に欠くことのできない根幹的な施設のこと。

※2 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

緊急地震速報や弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、国が人工衛星を用いて情報を送信し、市町村の防災行政無線等を通して、住民に緊急情報を伝達するシステム

※3 事業継続計画（BCP）

大規模な事故や災害や感染症などが発生した場合に、事業を継続して実施できるよう、組織の復旧力や対応力を構築するための手順や情報を文書化した計画

※4 危機管理

大災害や大事故などが発生した際に受ける被害を減らすため、生じた危機を早期に把握・対応し問題解決を図ること。



